

第 1 6 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 4 年 9 月 2 9 日（木）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年9月29日(木) 午前9時00分 から 9時16分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長職務代理者	14番	松崎	豊
委員	1番	渥美	光成
	2番	吉田	優
	3番	高橋	光也
	4番	玉木	久志
	5番	竹内	厚子
	6番	阿部	紹子
	7番	森	正勝
	8番	小島	敏人
	10番	金谷	勝則
	11番	弥左	輝彦
	12番	大口	寧
	13番	日置	和彦

4. 欠席委員(2人)

会長	15番	原田	喜博
	9番	大羽	孝志

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
第5	議案第3号 土地現況証明願について
第6	議案第4号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹羽	優
農地係長	小池	秀樹

7. 会議の概要

事務局長	【開会宣言】 ただいまより第16回せたな町農業委員会総会を開会いたします。 本日会長が欠席でございますので、冒頭の挨拶は割愛させていただきます。 また大羽委員より欠席の届けでございました。只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第4条および第16条の規定により松崎代理に議事進行をお願いします。
会長代理	はい。皆さんおはようございます。それでは直ちに会議に入ります。
会長代理	【日程第1 会議録署名委員の指名について】 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、2番吉田委員、3番高橋委員を指名いたします。この指名は、第16回総会開会中といたします。
会長代理	【日程第2 会期の決定について】 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。 (異議なし)
会長代理	異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。
会長代理	【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知につて】 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。
会長代理	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案1ページをご覧ください。 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。 農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和4年9月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 15 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 16 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 12 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

3 ページをご覧ください。

番号 17 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 18 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

会長代理

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

会長代理

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長代理

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について】

会長代理	「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
会長代理	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案 2 ページをご覧ください。
事務局	議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料 5 ページをご覧ください。 番号 117 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。 利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 9 月 29 日、対価の支払期限が 2023 年 5 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。
事務局	6 ページをご覧ください。 番号 118 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。 利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 12 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 9 月 29 日、対価の支払期限が 2023 年 5 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。
事務局	7 ページをご覧ください。 番号 119 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。 利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 9 月 29 日、対価の支払期限が 2022 年 12 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。
事務局	8 ページをご覧ください。

事務局 番号 120 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 9 月 29 日、対価の支払期限が 2022 年 12 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局 以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

会長代理 はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

会長代理 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長代理 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について】

会長代理 「日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

会長代理 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 4 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 9 ページをご覧ください。
番号 13 番。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。
2022 年 9 月 20 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。
場所につきましては、10 ページ、11 ページの図 1、図 2 のとおりでござ

います。

事務局

番号 14 番。所在につきましては[]、面積が [] m²、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に []、[] さんでございます。

2022 年 9 月 20 日に [] 会長、[] 代理、[] 委員、[] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、12 ページ、13 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

番号 15 番。所在につきましては[]、[]、面積が合わせまして [] m²、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては風車敷地でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に []、[] さんでございます。

2022 年 9 月 20 日に [] 会長、[] 代理、[] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、14 ページ、15 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。以上で説明を終わります。

会長代理

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

会長代理

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長代理

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

会長代理

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

会長代理

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。それではお手元に配布してございます追加議案をご覧ください。

事務局

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 1 ページをご覧ください。

番号 121 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 12 筆 [REDACTED] m²、畑が 2 筆 [REDACTED] m²、用悪水路が 5 筆 [REDACTED] m² の計 19 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、普通畑、用悪水路、農道、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 9 月 29 日、対価の支払期限が 2022 年 10 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が [REDACTED] 円と [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

会長代理

はい、説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

会長代理

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長代理

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

会長代理

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 16 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 10 月 27 日

会議録署名委員

2 番 吉田 優

3 番 高橋 光也

議 長 松崎 豊